

# 人材紹介事業に関する情報提供

## 手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>1,000 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後。求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>35 %</u>  (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>35 %</u>  手数料負担者は 求人者 とします。  芸能家、家政婦(夫)、配せん人、調理師、モデル又はマネキンの職業に係る求職者から求職の申込みを受理した場合は、当分の間1件につき690円(免税事業者は660円)を限度として、求職者から受付手数料を徴収する。ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が、1箇月間に3件を超える場合にあっては、1箇月にき3件分に相当する額を限度とします。
求人への充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】  ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>35 %</u>  手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

27-ユ-302887

事業所の名称及び所在地

株式会社カンマコーポレーション

大阪府大阪市東住吉区山坂4-2-3 山坂ビル

## 返戻金に関する事項

就職者が、本人の事由により、勤務開始後3か月満了前に雇用契約が終了した場合には、終了までの期間に応じて、一定割合の手数料及び消費税相当額を返却致します。

返戻金制度の有無：有

返戻金の期間及び割合；	1か月未満	80%
	1か月以上2か月未満	50%
	2か月以上3か月未満	20%

※上記の範囲内で、個別に求人者と定めます。

就職先の事由により、退職するに至った場合は、受領した手数料及び消費税相当額は返還致しません。尚、当該退職者が手数料前であったとしても、就職先の支払い債務は消滅しません。

株式会社カンマコーポレーション